

相続の基礎知識

相続人の範囲は？

財産を引き継ぐ権利を持っている「法定相続人」の範囲は、民法で決められています。

① 配偶者は常に相続人

配偶者は常に相続人ですが、内縁の妻など事実婚の場合には相続権がありません。内縁の妻に財産を遺したい場合には遺言書の作成が必要です。

② 第一順位の相続人は

「子ども、孫などの直系卑属」

子どもがいる場合は、配偶者と子どもが相続人となります。すでに配偶者が亡くなっている場合には子どもだけが相続し、子どもがすでに亡くなっている場合は孫が相続人になります。

婚外子や養子縁組の場合も実子と同様に相続人ですが、再婚した相手の連れ子は、養子縁組をしていない場合は法定相続人にはなりません。

③ 第二順位の相続人は

「父母、祖父母などの直系尊属」

第一順位の相続人がいない場合には、父母あるいは祖父母が相続人になります。

④ 第三順位の相続人は

「兄弟姉妹」

第一順位である子どもや孫、第二順位である父母や祖父母がいない場合には、故人の兄弟姉妹が相続人になります。兄弟姉妹が亡くなっている場合には、その子どもが相続人になります。

相続人が相続する割合は？

法律によって、それぞれの相続人が遺産を受け取る割合も定められています。これを法定相続分といい、下表のように、誰が相続人かによって、遺産分割の割合が変わります。

しかしながら、遺言書があれば、法律で定められている

分割割合を変更することができます。

民法上の法定相続分

相続人	法定相続分
配偶者と子ども	配偶者:1/2 子ども:1/2
(子どもがいない場合) 配偶者と親	配偶者:2/3 親:1/3
(子どもも親もない場合) 配偶者と兄弟姉妹	配偶者:3/4 兄弟姉妹:1/4

保険から考える相続

シニアのための
マネーレッスン



平成25年の税制改革（27年施行）により、相続税額を計算する際の基礎控除額の引き下げ等が行われ、課税対象となる被相続人（故人）の人数が倍増しました。それまでの5万人前後から、施行後の平成28年度には10万人前後にまで増えています。

被相続人1人あたりの平均相続税額は1,764万円、課税案件における相続人の数は平均2.25人です。相続人1人あたりの納税額は784万円と、かなり高額になっています。

また、相続税の納付は不要であっても、遺産分割で採めるケースは後を絶ちません。分配しやすい「現金資産」が少ない方が採めやすいという傾向もみられます。

相続税が発生しない場合にも、相続対策は必要。「争族」を防ぐために、あらかじめ相続について考えておきましょう。

平成28年分の相続税の申告状況

相続人	法定相続分
被相続人(死亡者)数	1,307,748人
納税案件数	105,880件
納税割合	8.1%
納税した相続人数	238,550人
被相続人1人あたりの納税額	1,764万円
相続人1人あたりの納税額	784万円

(平成29年12月国税庁発表の「平成28年分の相続税の申告状況」より作成)



こんな時、どうなる？

相続人に相続させたくない!

次男とは疎遠な百田さん。長男に全財産を継がせる内容の遺言書を作成しました。次男は遺産を受け取れるでしょうか？

この場合、次男には、法定相続分の2分の1を最低限相続できる「遺留分」という権利が認められています。従って、期限内に次男が手続きをすれば、本来なら長男と2人で等分に分割するところを、その半分である4分の1だけを次男は受け取ることができます。

ただし、妻や子どもの遺留分は法定相続の2分の1ですが、兄弟姉妹や甥姪には遺留分はありません。ですから、子どもがいない場合に「配偶者にすべての財産を遺す」という遺言書に対して、故人の兄妹が不服を申し立てて、遺産分割を迫ることはできません。